

○ 4号確認チェックリスト(4号の建築物で設計士が設計したものには、特例があります)

※このチェックリストは、必要図書を全て網羅したものではありません。場合によっては他に必要なものがありますので、注意願います。

※特例3は一戸建て住宅、特例4は一戸建て住宅以外の建築物

施行規則第1条の3第1項 表1

	図書の種類	明示すべき事項	チェック欄	
			特例3	特例4
い	付近見取り図 配置図	方位、道路及び目標となる地物		
		縮尺及び方位		
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別		
		擁壁の設置その他安全上適当な措置		
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差又は申請に係る建築物の各部の高さ		
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類		
	各階平面図	縮尺、方位		
		間取、各室の用途及び床面積		
		壁の位置及び種類		
		開口部の位置		
		延焼のおそれのある部分の外壁の位置 延焼のおそれのある部分の外壁の構造		
	申請に係る建築物が法第3条第2項の規定により法第28条の2(令第137条の4の2)に規定する基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物である場合であって当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この項において「増築等」という。)をしようとするときにあっては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の3第3号に規定する措置			

施行規則第1条の3第1項 表2

	図書の種類	明示すべき事項	チェック欄	
			特例3	特例4
い				
3	法第22条の規定が適用される建築物(屋根) 耐火構造等の構造詳細図	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法		
4	法第23条の規定が適用される建築物(外壁) 各階平面図 耐火構造等の構造詳細図 使用建築材料表	耐力壁及び非耐力壁の位置		
		延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法		
		主要構造部の材料の種別		
5	法第24条の規定が適用される建築物(木造建築物等である特殊建築物の外壁等) 各階平面図 二面以上の断面図 耐火構造等の構造詳細図	耐力壁及び非耐力壁の位置		
		延焼のおそれのある部分		
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		
6	法第24条の2の規定が適用される建築物(法22条第1項の区域の内外にわたる場合) 配置図	法22条第1項の規定による区域の境界線		
7	法第25条の規定が適用される建築物(大規模の木造建築物等の外壁等) 木造建築物等 延べ面積又はその合計1000㎡超 各階平面図 二面以上の断面図 耐火構造等の構造詳細図	耐力壁及び非耐力壁の位置		
		延焼のおそれのある部分		
		屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		
11	法第28条の2の規定が適用される建築物(石綿、クロルピリホス、ホルムアルデヒド) 各階平面図 使用建築材料表	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置		
		外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限る。)の構造		
		内装の仕上げに用いる建築材料の種別 令第20条の7第1項第1号に規定する第1種ホルムアルデヒド発散建築材料、令第20条の7第1項第2号に規定する第2種ホルムアルデヒド発散建築材料又は令第20条の7第1項第2号に規定する第3種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する内装の仕上げの部分の面積(以下この項において単に「内装の仕上げの部分の面積」という。)		
		内装仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種別に応じ令第20条の7第1項第4号の表の(1)項又は(2)項に定める数値を乗じて得た面積の合計		

		有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書	有効換気量又は有効換気換算量及びその算定方法 換気回数及び必要有効換気量		
13	法第30条の規定が適用される建築物 (長屋又は共同住宅の各戸の界壁)	各階平面図	界壁の位置及び遮音性能		
		二面以上の断面図	界壁の位置及び構造		

15	法第35条の2の規定が適用される建築物 (特殊建築物等の内装)	各階平面図	令第128条の3の2第1項に規定する窓のその他の開口部の開放できる部分の面積 令第129条第7項に規定するスプリンクラー設備等及び排煙設備の設置状況			
		室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ			
16	法第35条の3の規定が適用される建築物 (無窓の居室等の主要構造部)	各階平面図	令第111条第1項に規定する窓その他の開口部の面積			
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法			
22	法第48条の規定が適用される建築物 (用途地域)	付近見取図	敷地の位置			
		配置図	用途地域の境界線			
		危険物の数量表	危険物の種類及び数量			
		工場・事業調書	事業の種類			
		法第48条第1項から第12項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	法第48条第1項から第12項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
24	法第52条の規定が適用される建築物 (容積率)	付近見取図	敷地の位置			
		配置図	指定された容積率の数値の異なる地域の境界線 法第52条第12項の壁面線等 令第135条の18に掲げる建築物の部分の位置、高さ及び構造			
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式			
		法第52条第8項の規定が適用される建築物 (空地による緩和)	法第52条第8項第2号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分(以下「道路に接して有効な部分」)の配置図	敷地境界線 法第52条第8項第2号に規定する空地の面積及び位置 道路に接して有効な部分の面積及び位置 敷地内における工作物の位置 敷地の接する道路の位置 令第135条の16第3項の表(い)欄各項に掲げる地域の境界線		
		法第52条第9項の規定が適用される建築物 (前面道路が幅員15m以上の道路に接続する場合の緩和)	法第52条第9項に規定する特定道路(以下単に「特定道路」という。)の配置図	敷地境界線 前面道路及び前面道路が接続する特定道路の位置及び幅員 当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長		
25	法第53条の規定が適用される建築物 (建ぺい率)	付近見取図	敷地の位置			
		配置図	用途地域の境界線 防火地域の境界線			
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式			
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法			
	法第53条第4項、又は第5項第3号の規定が適用される建築物	法第53条第4項又は第5項第3号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			

29 法第56条の規定が適用される建築物 (建築物の各部分の高さ)	付近見取図	敷地の位置 令131条の2第1項に規定する街区の位置 (土地区画整理事業を施行した地区)		
	配置図	地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ 地盤面の異なる区域の境界線 法第56条第1項第2号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離 令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積 法第56条第2項に規定する後退距離 用途地域の境界線 高層住居誘導地区の境界線 法第56条第1項第2号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線 令第132条第1項若しくは第2項又は第134条第2項に規定する区域の境界線 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置 北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するもの の位置		
法第56条第7項の規定 が適用される建築物 (政令で定める基準に適合 する建築物の適用除 外)	二面以上の断面図	前面道路の路面の中心 地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ 令第135条の2第2項、令第135条の3第2項又は令第135条の4第2項の規定により特 定行政庁が規則において定める前面道路の位置 法第56条第1項から第6項までに掲げる規定による建築物の各部分の高さの限度 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 前面道路の中心線 擁壁の位置 土地の高低 地盤面の異なる区域の境界線 令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積 法第56条第1項第2号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離 法第56条第2項に規定する後退距離 用途地域の境界線 高層住居誘導地区の境界線 法第56条第1項第2号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線 令第132条第1項若しくは第2項又は第134条第2項に規定する区域の境界線 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するもの の位置 北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するもの の位置		
	令第135条の6第1項第1号に規定する道 路高さ制限適合建築物(以下「道路高さ制 限適合建築物」という。)の配置図	縮尺 敷地境界線 敷地内における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の位置 擁壁の位置 土地の高低 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分 の高さ 申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離 道路制限勾配が異なる地域等の境界線 令第132条又は第134条第2項に規定する区域の境界線 令第135条の9に規定する位置及び当該位置の間の距離 申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について令第135条の9に規定する位 置ごとに算定した天空率(令第135条の5に規定する天空率をいう。以下同じ。)		

令第135条の7第1項第1号に規定する隣地高さ制限適合建築物(以下「隣地高さ制限適合建築物」という。)の配置図	縮尺			
	敷地境界線			
	敷地内における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の位置			
	擁壁の位置			
	土地の高低			
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類			
	地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ			
	法第56条第1項第2号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離			
	令第135条の7第1項第2号に規定する隣地高さ制限適合建築物の隣地境界線からの後隣地制限勾配が異なる地域等の境界線			
	高低差区分区域の境界線			
	令135条の10に規定する位置及び当該位置間の距離			
	申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物について令135条の10に規定する位置ごとに算定した天空率			
	令第135条の8第1項の規定により想定する建築物(以下「北側高さ制限適合建築物」という。)の配置図	縮尺		
		敷地境界線		
敷地内における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の位置				
擁壁の位置				
土地の高低				
敷地の接する道路の位置、幅員及び種類				
地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ				
北側制限高さが異なる地域の境界線				
高低差区分区域の境界線				
令135条の11に規定する位置及び当該位置間の距離				
申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について令135条の11に規定する位置ごとに算定した天空率				

30	法第56条の2の規定が適用される建築物 (日影による高さ制限)		付近見取図	敷地の位置					
			配置図	建築物の各部分の高さ 軒の高さ 地盤面の異なる区域の境界線 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置並びに幅員					
			日影図	縮尺及び方位 敷地境界線 法第56条の2第1項の対象区域の境界線 法別表第四(い)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線 高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線 日影時間の異なる区域の境界線 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 敷地内における建築物の位置 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ 法第56条の2第1項の水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線(以下「測定線」という。) 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線 土地の高低					
			日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算出するための算式					
			二面以上の断面図	平均地盤面 地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ 隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面					
			平均地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算出するための算式					
			法第56条の2第1項ただし書の規定が適用される建築物	法第56条の2第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項				
			40	法第61条の規定が適用される建築物 (防火地域内の建築物)	法第61条本文の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		
						耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		
						耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏及び門又は塀の断面の構造及び材料の種別		
						法第61条ただし書の規定が適用される建築物			

41	法第62条の規定が適用される建築物 (準防火地域の内の建築物)	法第62条第1項の規定が適用される建築物	配置図	令第136条の2第1号に規定する隣地境界線等及び道路中心線の位置		
			各階平面図	開口部及び防火設備の位置 令第136条の2第8号に規定する区画の位置		
			二面以上の断面図	換気孔の位置及び面積 窓の位置及び面積		
			二面以上の立面図	令第136条の2第2号に規定する開口部の面積		
	法第62条第2項の規定が適用される建築物 (木造建築物等)	耐火構造等の構造詳細図	配置図	主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井、屋根及びその直下の天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法		
			二面以上の立面図	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置		
			耐火構造等の構造詳細図	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置		
			耐火構造等の構造詳細図	外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		
		防災都市計画施設に面する方向の立面図	縮尺			
			建築物の防災都市計画施設に係る開口率の最低限度以内の部分の位置			
			建築物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部分(建築物の防災都市計画施設に係る開口率の最低限度を超える部分を除く。)の構造			
			建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ			
			敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ			
66	消防法第9条の2の規定が適用される建築物 (住宅用防災機器の設置)	各階平面図	住宅用防災機器の位置及び種類			
			消防法第9条の2第2項の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該市町村条例で定められた住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項		

施行規則第1条の3第4項 表1(建築設備)

				チェック欄	
い	図書の種類	明示すべき事項		特例3	特例4
4	法第31条第2項の規定が適用される尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽	配置図	浄化槽の位置		
施行規則第1条の3第4項 表2(認定)				チェック欄	
	い		ろ	特例3	特例4
1	法第31条第2項の認定を受けたものとする構造の尿尿浄化槽		法第31条第2項に係る認定書の写し		
6	令第29条の認定を受けたものとする構造のくみ取便所		令第29条に係る認定書の写し		
8	令第35条第1項の認定を受けたものとする構造の合併処理浄化槽		令第35条第1項に係る認定書の写し		

県建築基準法施行細則第2条第1項第1号	条例第4条(がけ付近の建築物)に規定する土地の区域並びにがけの形状及び土質を示す図書		
県建築基準法施行細則第2条第1項第2号	工場、危険物の貯蔵及び処理等の建築物は、工場・危険物調書		
県建築基準法施行細則第2条第1項第3号	非常用照明、換気、消火、排煙、小荷物専用昇降機、避雷針の建築設備があるものは、それらの位置、寸法、能力、設置方法等を示す図書		
県建築基準法施行細則第2条第1項第4号	エレベーターを設置する場合はその能力、設置方法等を示す図書		
県建築基準法施行細則第2条第1項第5号	浄化槽の建築設備があるものは、浄化槽設置計画書		
県建築基準法施行細則第2条第1項第6号	平面図等	中間検査のあるものは筋かい計算、筋かい金物	

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課 建築審査班